

今後の市民後見人養成研修カリキュラム に求められる視点

令和4年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業」報告書
の要旨の報告

市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会 委員
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
副理事長 司法書士 西川浩之

◆ スライド中の意見にわたる部分は、研究会の委員の意見の引用です。

市民後見人養成のための基本カリキュラム (平成24年3月作成) の作成と見直し

老人福祉法 (平成23年改正)

(後見等に係る体制の整備等)

32条の2 **市町村**は、前条の規定による審判の請求 (※市町村長申立て) の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助 (以下「**後見等**」という。) の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、**研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

2 **都道府県**は、市町村と協力して**後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用**を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※**知的障害者福祉法** (28条の2) 、**精神保健福祉法** (51条の11の3) にも同様の規定 (改正)

市民後見人養成のための基本カリキュラム (平成24年3月作成)

- ▶平成23年の老人福祉法等の改正を契機に、市民後見人の質の担保を目的として、「市民後見人養成研修の内容としての在るべき姿、最低限担保すべきカリキュラム内容」を検討し、作成したものの。
- ▶平成23年当時、既に市民後見人育成事業を実施していた市町村等（研修実施主体）において実施されていた、市民後見人等の養成研修カリキュラムを収集・整理して、基本となるカリキュラムとして示した。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項 （2）担い手の確保・育成等の推進 ② 市民後見人の育成・活躍支援 イ 養成研修カリキュラムの見直し等

- **国は、全国各地で**市民後見人が育成され、**育成された市民後見人**が**本人の意思決定支援**などの幅広い場面で活躍できるようにするため、**各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討や、その他の推進策を進める。**市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、**制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討**を行う。
- **都道府県・市町村**には、上記の国の対応状況も踏まえつつ、都道府県・市町村が実施する**カリキュラムの見直し**や、**市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進める**ことが期待される。
- 国、**都道府県及び市町村**は、**住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知**する。

市民後見人養成研修カリキュラム^{及び}市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業報告書（令和5年3月）

➤令和4年度 老人保健健康増進等事業「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業」において、市民後見人養成研修の**基本カリキュラムの見直しの検討**等が行われ、その成果物（報告書）において、**改定後の市民後見人養成研修の基本カリキュラム、市民後見人の活躍促進策**等が示された。

➤https://jichitai-unit.ne.jp/dcms_media/other/R4_%E2%84%96129_report.pdf

基本カリキュラムの位置付け

- ▶市民後見人養成研修を行う市町村の便宜のために、市民後見人を養成するために最低限必要と思われる科目等を、基本として例示したもの。飽くまで技術的助言（地方自治法245条の4）としての位置付け。
- ▶全国各地で行われる市民後見人養成研修が、一定の質が担保されたものになるようにとの配慮から、参考として提示されるもの。研修を行う市町村、都道府県等にこのカリキュラムどおりに研修を実施することを求める（強制する）ものではない。
- ▶実際に、多くの市町村では、基本を踏まえつつ、（これまでも）さまざまな工夫（カリキュラムの改変、科目の追加等）をして、つまり基本カリキュラムどおりではなく、これを修正して、養成研修を実施している。

基本カリキュラムの改定に当たって…

- ▶基本カリキュラム（の作成・改定）は、厚生労働省（老健局）の委託を受けて行われた調査研究事業の成果物
- ▶今回の改定は、第二期成年後見制度利用促進基本計画を受けて行われたものであり、その方向性・具体的な内容についても、第二期計画の記載・問題意識・方向性に基づいて検討された。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項（2）担い手の確保・育成等の推進 ② 市民後見人の育成・活躍支援

ア 基本的考え方

- 市民後見人の育成については、これまで、**地域住民が地域住民を支えるという観点**のほか、**本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点**や**担い手の確保という観点**から進めてきた。しかしながら、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、**市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組**であることから、**地域共生社会の実現のための人材育成**や**参加支援、地域づくりという観点**で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘がある。
- これらの指摘を踏まえ、第二期計画では、**地域共生社会の実現という観点**も重視して、**市民後見人等の育成・活躍支援を推進**する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、**市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進める**ことが重要である。

基本カリキュラムの全体構成

- **基礎研修**（25単位＝25時間の座学）と**実践研修**（14時間の座学＋11単位）の2段階の構成
- **実践研修**中の11単位は、**体験実習**8単位（1日半＋30分）と**レポート作成**3単位
- 補講（2時間＝2単位）は、「当該市町・地域の現状」（各種施策の取組状況等）を補足的に説明するイメージ
- 【時間配分の変更】改定前のカリキュラムでは、「**成年後見制度の基礎**」「**関係制度・法律**」「**成年後見の実務**」に大きな比重が置かれていたが、改定後は、**障害者の理解・施策**、「**対人援助の基礎**」等の時間配分を増やし、その範囲で**制度、法律、実務**の科目の時間配分を減らした。この変更は、各地のカリキュラムの調査結果を参考にした（実際に行われている**養成研修の現状を反映**させた）もの。
- トータルで**50時間**（50単位）という枠は変更していない。

市民後見人という言葉の意味の広がり (基本カリキュラムの主な変更点①)

➤ 今回の改定後の「市民後見人養成のための基本カリキュラム」では、**市民後見人**の意味を広く捉えている（**市民後見人**の「**普通名詞化**」に対応している）。

✓ 養成研修修了後、**家庭裁判所によって選任された成年後見人等**

✓ 養成研修修了（候補者等としての登録）後、**市民の立場で地域における権利擁護支援に関わる**（例えば以下に掲げるような活動をする）人

● **法人後見の支援員・日常生活自立支援事業の生活支援員**

● **意思決定サポーター**（持続可能な権利擁護支援モデル事業「テーマ②」）

● **制度の広報・相談、見守り活動** etc.

☆ 幅広く地域活動を担っていける方を育成していくという方向性

⇒ 多様な**市民後見人**の在り方に配慮した養成研修が実施されることを期待

※ 市民後見人の活躍策については、報告書11～14ページ参照

基本カリキュラムの主な変更点②

- 「意思決定支援」の科目（3単位＝3時間）を設けた。
- 厚生労働省のWEBサイト「成年後見はやわかり」<https://guardianship.mhlw.go.jp/>中の「成年後見人等のみなさまへ」「後見人等を対象とした意思決定支援研修」のページ <https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/>に掲載されている意思決定支援研修動画〔講義＋ロールプレイの素材＋北川さんの意思決定支援（演習事例）〕を全部視聴すると、2時間46分となる。
- 約35分のドラマ場面〔北川さんの意思決定支援（演習事例）〕を編集したダイジェスト動画〔7分版・3分版〕も作成したので、各地で実施する意思決定支援研修で活用していただきたい。
- ちなみに、合計35分のドラマ場面を使用して実施する演習も所要時間は3時間程度

私のことは、
私とともに
決めてほしい

～意思決定支援をふまえた
後見事務のガイドラインを学ぶ～

目次

- 1 意思決定支援と代行決定
- 2 後見事務における意思決定支援
- 3 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
- 4 Q&A

1

意思決定支援と代行決定

2

後見事務における「意思決定支援」

3

意思決定支援をふまえた 後見事務のガイドライン

意思決定支援の研修実施のヒント

- ▶既に多くの自治体で、「**対象者理解**」（基礎研修）や「**対人援助の基礎**」（実践研修）等のカリキュラムの一部として、意思決定支援の内容を盛り込んでいるが、基本カリキュラムでは、**基礎研修の冒頭**の「市民後見概論」の次に位置付けた。
- ▶意思決定支援は、全ての講義に通底するテーマであり、例えば「**成年後見の実務**」で触れる（講義する）ことも可能だが、敢えて基礎研修の総論部分に位置付けた。
- ▶まだ実務（実際の支援）の経験がない受講者には、例えば「**意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン**」をはじめとする各種の**意思決定支援ガイドライン**（「**障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン**」「**認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン**」「**人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**」「**身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン**」）の解説講義の形では、（**感覚に訴えるところがないので**）ピンと来ない可能性がある。意思決定支援の研修は、さまざまな「気づき」を得ることがテーマだと思われるので、**動画等の研修素材を活用**して受講者の**感覚に訴える**工夫をしていただきたい。

意思決定支援の研修のポイント

- ▶意思決定支援の研修は、ガイドラインの字面を追うものではなく、各ガイドラインから導かれる共通のコンセプトを踏まえ、**意思決定支援に取り組むための姿勢を体験的に学べる**とよい。
- ▶公開されている意思決定支援に関する**動画**や**冊子**等も活用しながら**受講生同士でディスカッション**することを通じて学んだり、**当事者視点**を何らかの形で**取り入れた研修**とすることが望ましい。
- ▶意思決定支援は、**1回だけ、座学だけ**で身に着くものではなく、**実践を通じながら、悩みながら**やっていく中で**深化**していくもの。したがって、**研修後のフォローアップ**が重要。定期的な研修の**機会**を設けつつ、**実践報告**や意思決定支援における**スキルアップの機会**を提供することが望ましい。

基本カリキュラムの主な変更点③

- （「意思決定支援」もそうだが）平成23年当時には、概念自体が、あるいは制度や法律が、まだ存在（成立・批准）していなかった「地域共生（社会）」「地域包括ケア（システム）」「障害者権利条約」「障害者差別解消法」「生活困窮者自立支援法（制度）」「成年後見制度利用促進（法）」等を、新たな科目とし、又は既存科目の研修要素として追加した。
- これに伴い、「主たる学習内容等の例示」「学習の意図・目的」の記載中に、「中核機関」「チーム支援」「合理的配慮」「社会的障壁（の除去）」等のキーワードが追加された。
- 「障害者の理解」「障害者施策」の時間配分を（わずかではあるが）増やし、「消費者保護」を新たに独立の科目（0.5単位）として設けた（実際に行われている養成研修の現状を反映させた）。 ※LSのテキスト(法律の基礎)「消費者契約法」→（関連制度）「消費者保護」 19

基本カリキュラムの主な変更点④

- 「**成年後見の実務**」の科目の「主たる学習内容等」として掲げられていた「**申立手続書類の作成**」（開始の審判の申立書の作成）は、削除した。※非司・非弁行為として問題となる事例あり
- しかし、制度の利用に向けた**相談対応**は、市民後見人にも期待したい。
- 「代理行為目録」「同意行為目録」の見方については、できれば履修内容として残してほしい。
- 「**死後事務**」の扱いについて

養成研修における「死後事務」の位置付け

- ▶ 後見事務の経験が全くない人に死後事務を詳細に説明する必要がある？
- ▶ 死後事務よりも、まずは本来の後見事務（本人の**生活**、**療養看護**及び**財産**の**管理**に関する事務）の履修に重点を置くべきでは？（他方で…）
- ▶ 「市民後見人選任に適した案件」の考え方〔選任の考慮要素〕
 - ✓ 死後事務に課題がありそうな案件は避ける傾向？
 - ✓ しかし、身寄りがない（あっても頼れない）からこそ、第三者後見人が必要とされている
- ▶ 死後事務をきちんと履修することにより、市民後見人が**身寄りのない人の後見事務**を幅広く担えるようにしたい
- ▶ 選任（審判確定）後、すぐに本人が亡くなり、死後事務だけを行うような案件も

「(頼れる)身寄りがいない人の支援」という視点

- ▶ 成年後見制度は、**判断能力が不十分**な人の権利を**保護**し、生活を**支援**する仕組み
- ▶ しかし、地域における**権利擁護支援の課題**（特に入口部分で大きな量を占めているケースで実際に求められていること）は、**意思決定支援**による適切な**生活支援**等のサービス（**簡易な金銭管理**、**入院・入所手続支援**等）の確保
- ▶ **死後事務・身元保証**の課題は、後見事務の観点からは、履修の優先順位は高くないが、**権利擁護支援の課題**という観点からは、重要な論点

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編
「市民後見人養成講座〔第4版〕」 (民事法研究会) について

- ▶基本カリキュラムの改定のほか、第二期基本計画の策定等の状況も含め、書籍の改訂作業を進めます（現在、改訂作業の進め方の検討をしています）。
- ▶令和9年には成年後見制度の見直し（民法等の改正）が見込まれるので、本書籍の今回の改訂作業は、それほど大きなものとはならない予定です。
- ▶令和6年4月に（第4版の）3巻（第1巻～第3巻）同時発刊を目指しています。

【対談】 市民後見人養成は今後何を目指していくのか

➤ここからは、

豊田市 福祉部 福祉総合相談課 権利擁護支援担当長
安藤亨さんとともに

(1) 今後の市民後見人養成研修に関する課題

(2) 今後の市民後見人育成事業に関する課題 等

について考えていきます。

今後の市民後見人養成研修に関する課題①

▶ オンライン・オンデマンドの活用

- ✓ 講義の再聴講（自発的な復習）が容易になるというメリットも。
- ✓ オンライン研修の実施により就労世代の受講が増えた自治体が少なくない。→ 課題②
- ✓ 実習科目の（コロナ禍による）代替措置として、動画教材（ex. 現役市民後見人を主役とした「市民後見人物語」という動画）を作成し、市民後見人が実際に活動する様子を受講者に視聴してもらう自治体も。
- ✓ その素材を広報ツールとしても活用する例も → スライド4

今後の市民後見人**養成研修**に関する課題①

- ✓他方で、集合（対面）形式の研修は、その過程（同じ場所に集まり、学びを重ねるという行為）そのものが、地域において「**権利擁護支援チームの形成**」過程・**チーム支援**を経験する場になる。特に、グループワークは、自己覚知が得られるだけでなく、**地域で一緒にやっという一体感**や**機運が醸成**される。
- ✓したがって、オンライン・オンデマンド形式と集合形式とをうまく組み合わせる研修を実施する工夫が求められる。

今後の市民後見人**養成研修**に関する課題②

➤ **就労世代の受講者**の活躍支援について

✓家庭裁判所によって選任される**成年後見人**等としての活動

⇒ 現実には難しいが、工夫の余地はある。ex. **法人後見**の
(数人の)**支援員**の一人として。そのためには**コーディネーター**役
が必要になる。

✓それ以外の活動、特に**意思決定サポーター**、**制度の広報・相談**、
見守り活動等を担っていただく環境を徐々に整備したい。

⇒ 育成事業の実施主体である**自治体・中核機関**の**工夫次第**で

環境整備（活動・活躍の場を用意すること）は可能 ※年齢に関係なく活動可

今後の市民後見人養成研修に関する課題②

➤ 就労世代の受講者の活躍支援について

◆ 多様な受講の選択肢、キャリアのステップアップが可能となるようなカリキュラムの編成が求められる。→ 課題⑤

◆ むしろ就労をしている現役時代から可能な範囲で少しずつ制度の広報・相談、見守り活動、意思決定サポーター等の役割を担い、その延長線上で後見人等として選任される方が、キャリアとしては望ましい。 ※時間をかけて支援の目的、価値観等をすり合わせていく。

◆ 働く人が安心して副業・兼業に取り組むことができるような環境整備が（企業を含む社会全体で）進むことも期待したい。 28

今後の市民後見人養成研修に関する課題②

➤ 就労世代の受講者の活躍支援について

●当面は・・・

✓オンデマンド化（幅広い受講者層を取り込める）

✓開催日の考慮・開催方法（ex. 2年かけて2段階で開催）

✓フォローの仕方

✓家族の理解、職場の理解、社会の理解を喚起すること etc.
の工夫が必要

◆キャリア形成の評価（その人のキャリアをどう活かすか）という観点

今後の市民後見人**養成研修**に関する課題③

▶養成研修修了者（名簿登載者・バンク登録者）の**転居**

■同一（養成研修実施）圏域内・圏域外（県外の場合も）があり得る。

✓研修科目の**互換性**について（考え方）～**基礎研修**の部分は互換性を認めてよいのでは

✓前提として、各地で実施されている市民後見人養成研修・育成事業の**レベル・質**は、**同じではない**。

✓そもそも、自治体ごとに、育成しようとしている（求めている）「市民後見人像」が、必ずしも同じではない（はず）。

●最終的には、人に注目して、**その人の適性**をみてという、当たり前の結論になるのでは。

▶**本人**（成年被後見人等）の**転居**の場合の**後見人等の交代・引継ぎ**にも同様の課題が生じる（**育成事業**の課題）。

今後の市民後見人養成研修に関する課題④

- ▶市民後見人育成に関する自治体のビジョンを明確にする必要性
 - ✓「どのような市民後見人をこの地域で育成するのか」という（養成研修修了者が目指す「市民後見人像」の）プランニングが重要。
 - ✓裁判所に選任されることを想定しない活動も含むので、そのような市民後見人が担う役割も含め、ある程度明確にしておく必要がある。
 - ✓研修を実施する自治体ごとに「期待する（育成する）市民後見人像」「我が街の市民後見人には、こういう活動を行ってほしい（期待している）」という明確なメッセージを持ってほしい。
 - ✓「〇〇市 市民後見人憲章」のようなものがあるとイメージしやすい。

今後の市民後見人**養成研修**に関する課題④

- ▶自治体のビジョン（目指す「市民後見人像」）を明確にしないまま、家庭裁判所に対して「我が街には市民後見人候補者が△人待機しているので、もっと選任してほしい」と言うのは本末転倒
- ▶市町村計画（地域福祉計画等）において、養成**研修修了者数**や**選任数**の**数値目標**（だけ）を掲げるのも疑問
- ▶**市民後見人に適した事案**（家裁から見れば**選任の考慮要素**）として、**消極的な要素**（ex. 法的知識を必要とする課題・財産管理上の困難な課題・紛争性等**がない**）ではなく、**積極的な要素**（ex. **頻回な訪問**・**丁寧な支援**ができる、**身近な話相手**になれる、**話しやすい**・**聴き上手**、**本人の立場が理解**できる・**本人の立場に立った支援**ができる（**ピアサポート**）、昔の**我が街**やその**主要産業**（の**従事者**）のことに詳しい・**興味がある**）を掲げたい（**選任の考慮要素**として、**市民後見人の特性を生かせる案件**等を具体的に挙げたい）³²

今後の市民後見人養成研修に関する課題⑤

➤ 「多様な市民後見の在り方」に配慮したカリキュラム

- ◆ 「基礎研修」の前に（or 「基礎研修」の一部として）、入門講座を設け、家庭裁判所による選任を前提としない市民サポーター向けの内容から受講をスタートする方法（家庭裁判所による選任を希望する受講者も）

- ✓ ex. 成年後見制度の入門講座から

- ✓ ex. 意思決定支援の入門講座から

- ✓ ex. 日常生活自立支援事業の生活支援員養成講座から

- ✓ ex. 親族後見人向け講座から

- 愛知県豊田市、東京都町田市 etc.

今後の市民後見人育成事業に関する課題①

- ▶ 家庭裁判所による市民後見人の選任の形態も多様化している
 - ✓ 監督人選任の有無・法人後見の先行の有無
 - ✓ 専門職からのリレー（市民後見人を追加選任した上で一定期間経過後に専門職が辞任する形も）
 - ✓ 専門職との複数選任（育成事業に理解のある専門職に限定される）
 - ✓ 市民後見人（同士）の複数選任
- ▶ 圏域の協議会等において、市町村・中核機関と家庭裁判所、専門職団体等が連携して、市民後見人候補者の選任に適した事案のイメージ、受任者調整・後見活動支援の在り方、その他の活躍支援の体制の在り方等について、情報共有・意見交換を図る場を設ける取組が必要

今後の市民後見人**育成事業**に関する課題②

- ▶市民後見人選任に**適した事案**（**選任の考慮要素**）についての考え方
 - ✓家庭裁判所の考え方も変化しつつある。
 - ✓**補助・保佐**だからダメということはない。
 - ✓むしろ**頻回な訪問**や**丁寧な見守り**・**意思決定支援**が求められる案件こそ（名簿登録された）市民後見人向きと考えられる。
 - ✓**家庭裁判所**を含めた様々な機関（ex. **専門職団体**）との間で、後見人として選任されることを見据えた**連携**や**調整**を進める。
 - ✓家庭裁判所に中核機関における**受任者調整**（**権利擁護支援チームの形成支援**）の実情、考え方等を理解してもらうこと（そのための工夫）が必要。 ※**中核機関側の考え方**と**家裁側の考え方**の**すり合わせの機会**を多く設けるべき

今後の市民後見人**育成事業**に関する課題③

▶名簿登録・推薦の上限**年齢**の設定の是非

- ✓後期高齢者の支援（不安、困りごとの理解）は、後期高齢者の方が適任という考え方
- ✓この考え方を若年の障害者の支援に当てはめて考えると、**就労世代の支援者の活躍も望まれる。**
- ✓育成事業の実施主体である行政・社協が、**高齢の**（or **課題のある**）**市民後見人**をきちんと**コントロール**できるのであれば、問題ない（が、それが当たり前前にできる・できているのかは、疑問）
- ✓支援に当たり**自動車の運転**が不可欠となる地域では、年齢は大きな課題

今後の市民後見人**育成事業**に関する課題④

▶狭義の「**市民後見人**」育成から「**意思決定支援を含め幅広く地域活動を担っていく人材**」の育成へ（発想の転換）

- ✓親族（後見人）としての知識習得を目的とする受講を排除する必要はない。※むしろ、親族後見の事務で得た知識や経験を**地域のために活かすことができる**環境を整備したい
- ✓「個人としての選任は荷が重い」「日自の生活支援員なら…」 「とりあえず法人後見の支援員を経験してみても…」 「まずは意思決定サポーターから…」と感じている人も、幅広く対象とすればよい。
- ✓養成講座受講申込時の**年齢の上限の制限**の在り方にも影響（家庭裁判所による選任を前提としない活動を想定することにより）
- ✓専門職の受講をどう整理するか。

今後の市民後見人**育成事業**に関する課題⑤

▶市民後見人の活躍策

✓報告書10ページ（「研修カリキュラム作成等に当たって」）

- どのような人材を育成したいのかを明確にする。
- 受講者の意向（どのコースを希望しているのか）を確認する。
- 研修受講（修了）後の「地域での活動」に関わる仕組みを考える（研修はそのための人材育成であり、研修と研修後の活動をセットで提供する）。
- 養成研修修了後（修了者）の活動意欲の維持・向上、スキルアップの機会・最新の情報に接する機会の提供も求められている。
- 地域の権利擁護意識の醸成に役立つような研修の企画が求められている。

✓報告書11～14ページ

▶(候補者)名簿登録の在り方も要検討（複数の名簿を備える？）

今後の市民後見人育成事業に関する課題⑤

▶市民後見人の活躍策

✓養成研修も、広報（→⑥）も、意識変容の契機

✓養成研修の受講が、地域において、地域共生社会を目指す、権利擁護支援の意識を醸成する、ということ役立っている。

- 養成研修修了者の多くが「地域を見る目が変わった」「自分事として考えるようになった」と言っている。そういう市民が増えていくことが、地域における権利擁護支援の意識の醸成につながっている。
- 「民生委員でさえなり手が無いのに、市民後見人の研修をやってても…」ではなく、地域において権利擁護支援の意識を醸成するために、市民後見人育成事業に取り組むという考え方。

今後の市民後見人**育成事業**に関する課題⑥

▶市民後見人の活躍についての**広報**（効果）

✓市民後見活動（市民後見人の活躍の様子・**市民の立場で地域において権利擁護支援に関わっている様子**）を**広報**することの効果は大きい。

✓「**養成講座の開講**」「**市民後見人の選任**」だけでなく、**実際の活動の様子**を（できれば定期的に）**市町の広報・社協だより**等に掲載していくことにより、住民の**権利擁護支援の意識の醸成**につなげたい

✓行政（市長・町長）や社協（会長）の表彰の仕組みを検討してはどうか
※表彰されたことが広報の素材となる。受章者の言葉・インタビューは、専門職の制度解説よりも**市民後見人の活動内容**や**やいがい**が伝わる。**住民の社会参加**や**地域づくりの促進**に役立つ。

◆市民後見人**育成事業・養成講座**は、地域における**権利擁護支援活動のエリート**を育成すると同時に、**裾野を広げる活動**になる

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 – 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 –
- (2) 地域連携ネットワークの機能 – 個別支援と制度の運用・監督 –
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 – 連携・協力による地域づくり –
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

（2）総合的な権利擁護支援策の充実

② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

- 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討 際には、**意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割**が大きいこと、**ピアサポートの支援が効果的**であることに鑑み、**市民後見人養成研修の修了者**や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援等を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与のあり方も含めて検討する。

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

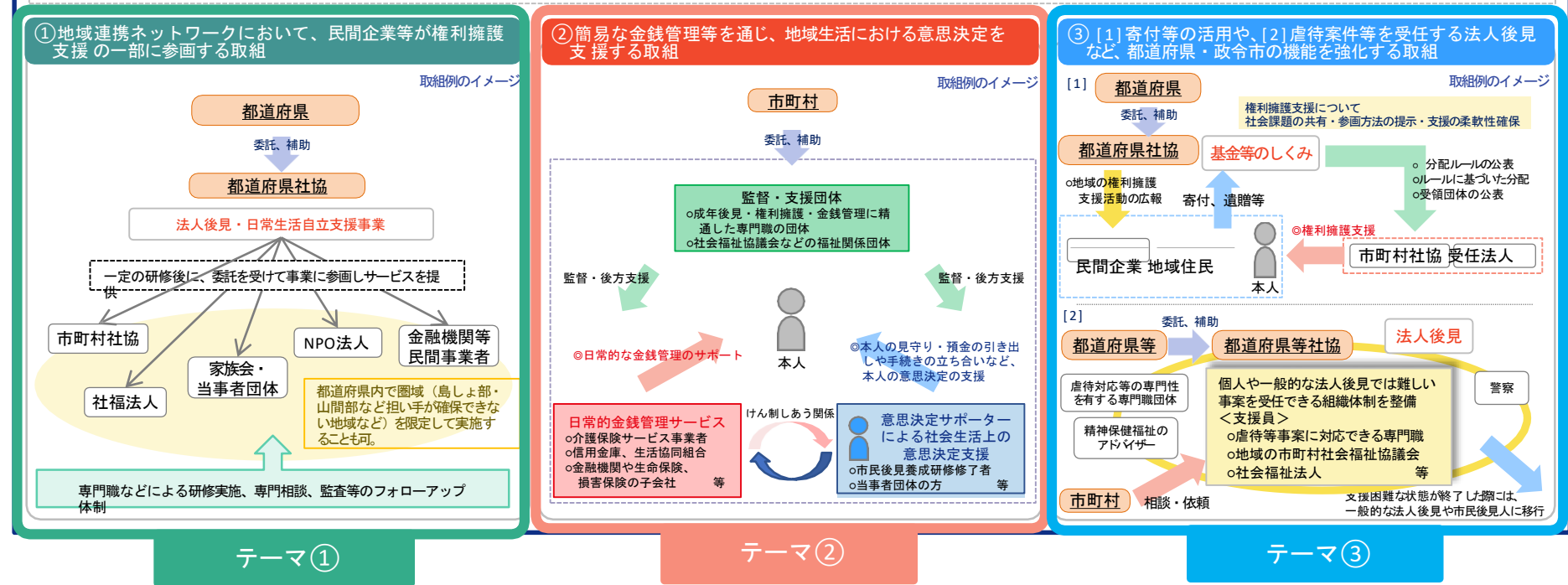
- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要

- 第二期基本計画期間（令和4年度～8年度）に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

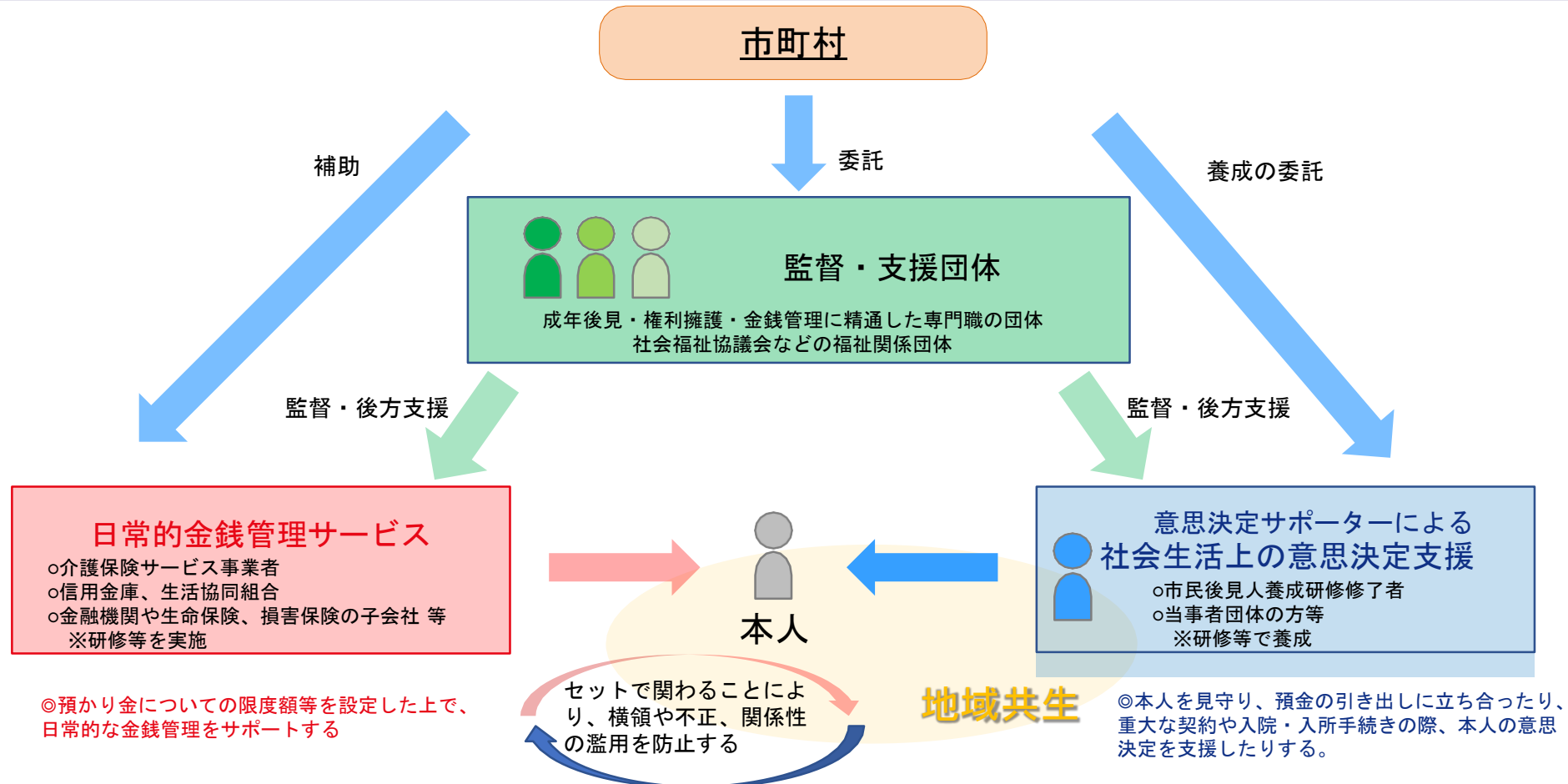
事業の概要・スキーム・実施主体等

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】
- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。
- <基準額> 1自治体あたり 5,000千円
<補助率> 3/4

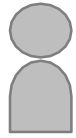


< スキームの全体イメージ >

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めるなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるようにすることを目指す。



事業実施における
留意事項



対象者

- 本人は契約によって、日常的な金銭管理サービスや意思決定サポーターによる支援、管理・団体による支援を利用する。
- 判断能力が十分な人を対象にする場合は、研究事業で挙げられた以下を対象者とする。その他は国と協議の上で決定する。
 - ・ 障害（身体障害も含む）があり、一人では金銭管理が難しい者
 - ・ 身寄りがなく、情報を十分に理解することが難しい（いわゆる情報弱者）単身世帯
 - ・ 世帯構成員以外に身寄りがなく、情報を十分に理解することが難しい老々世帯、老障世帯
- 事業の継続性を担保するため、利用料を設定する（応能負担、応益負担など）。

市町村

事業実施における
留意事項

- 日常的な金銭管理サービスや意思決定サポーターによる支援についての本人の利用状況（不満や苦情の把握なども含む）のモニタリングの実施頻度や方法について記録すること。
- 定期監査に必要と思われる項目、臨時監査に必要と思われる項目について検討し、結果をまとめること。
- 記録のオンライン化の必要性を検討し、結果をまとめること。

日常的金銭管理サービス

- 介護保険サービス事業者
- 信用金庫、生活協同組合
- 金融機関や生命保険、損害保険の子会社等
※研修等を実施

◎預かり金についての限度額等を設定した上で、日常的金銭管理をサポートする

- 本人を身近で支える民間事業者が、本人の日常的金銭管理を支援するサービス。通常業務と併せて金銭管理サービスを提供することで、本人にも当該事業者にも負担が少なくなる。
- 一方で、当該事業者のサービス利用・商品の購入の強要や他の事業者のサービス利用の制限など、本人にとって不利益が生じやすい関係にもなり得る（本人が「この事業者に不満を言うと生活できなくなる」といった、遠慮、あきらめを抱くという懸念もある）。
- そのため、関係性の濫用を生じさせないしくみづくりが必要である。

事業実施における留意事項

- 移行型任意後見契約の一括契約のみによって生活支援サービスを提供している事業者の参入は禁止。さらに死因贈与契約をすることは禁止。
- 本人の生活を支える全てのサービスを同一事業者が提供している場合（例えば施設に入所しているなど）には、事業者同士のけん制機能が働かないため、日常的金銭管理の際には、意思決定サポーターや監督・支援団体の立会を原則とする。
- 当該事業者が提供しているサービスについての新しい契約（※一定の要件を設定する）をする場合には、監督・支援団体に事前に相談し、意思決定サポーターの立会の下で行う（意思決定サポーターは、事業者がいない状態での本人の意思を確認すること）。
- 関係性の濫用を早期に把握するために、本人の不満・苦情を適切に把握することが重要である。不満・苦情の受付については、本人のIADL（手段的日常生活動作）の状態をみて、受付方法を変えること。
例）・自分で発信できる人には、あらかじめ受付先を伝えるとともに、市町村あるいは監督・支援団体が定期的に本人が不服や苦情を有していないか、電話によるモニタリングを実施する。
・自分で発信が難しい人には、市町村あるいは監督・支援団体が訪問によって上記と同様のモニタリングを実施する。



意思決定サポーターによる
社会生活上の意思決定支援

- 市民後見人養成研修修了者
- 当事者団体の方等
- ※研修等で養成

◎本人を見守り、預金の引き出しに立ち合ったり、重大な契約や入院・入所手続きの際、本人の意思決定を支援したりする。

基本的考え方

- 本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が、日常的な金銭管理サービスを提供する事業者とは別の立場で、本人の日常的な金銭管理サービスの提供状況を見守り、社会生活における意思決定を支援することで、本人が安心して意思の形成、表明をすることができる。
- 本人との間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でだけ関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- 意思決定サポーターの不安や迷いを支える監督・支援団体による後方支援が重要である。

事業実施における
留意事項

- 意思決定サポーターは本人の金銭管理をしてはならない。
- 関係性の濫用を早期に把握するために、本人の不満・苦情を適切に把握することが重要である。不満・苦情の受付については、本人のIADL（手段的日常生活動作）の状態をみて、受付方法を変えること。
例）・自分で発信できる人には、あらかじめ受付先を伝えるとともに、市町村あるいは監督・支援団体が定期的に本人が不服や苦情を有していないか、電話によるモニタリングを実施する。
・自分で発信が難しい人には、市町村あるいは監督・支援団体が訪問によって上記と同様のモニタリングを実施する。



監督・支援団体

成年後見・権利擁護・金銭管理に精通した
専門職の団体
社会福祉協議会などの福祉関係団体

基本的考え方

- 日常的な金銭管理サービスの事業者や意思決定サポーターから、相談を受けたり定期的な報告を受けて指導したりする役割を担う。
- 権利侵害や法的課題が生じているのを発見した場合に、専門職が必要な支援について助言・実施したり、成年後見制度につなぐ必要性を市町村へ伝える役割も担う。
- そのため、成年後見制度や権利擁護支援、金銭管理についての専門性を有する専門職が関わっていることが必要である。

事業実施における
留意事項

- 監督・支援については、司法専門職（弁護士、司法書士）が関与することを原則とすること。
- 法定後見につなぐ必要があると判断した事例を記録すること（司法との連携が必要な事例を把握）。
- 法定後見につなぐべき事例の発見が遅れたと感じた場合、どのような支援があれば、適切に発見することができたかを考察すること。
- 本人の状況のモニタリングのあり方を検討し、結果をまとめること。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

（1）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

① 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透

- 都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

（2）適切な後見人等の選任・交代の推進等

① 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- ・ 市民後見人・親族後見人等の候補者がいる場合は、その選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任する。親族後見人から相談を受けるしくみが地域で十分に整備されていない場合は、専門職監督人による支援を検討する。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（3）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

ー中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくりー

② 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）

イ「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用の開始までの場面）

（ウ）「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり

- 都道府県、市町村及び中核機関は、後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所と専門職団体の積極的な協力も得て、候補者の検討方法（検討の体制や候補者推薦の目安など）、マッチングの手法などを共有できる体制を整える。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるかや、どのような属性の候補者がよいかの検討だけではなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態（複数後見など）、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意する。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（3）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－

② 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）

ウ「**権利擁護支援チームの自立支援**」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組（**成年後見制度の利用開始後に関する場面**）

（ア）「**共通理解の促進**」の視点による取組

a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透

- また、都道府県等には、**専門職団体の協力**も得て、親族後見人や**市民後見人**等の後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関の職員に対して、**意思決定支援に係る研修**等を継続的に行うことが期待される。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（3）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－

② 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）

ウ「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用開始後に関する場面）

（イ）「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組

a 地域の担い手の活躍支援

- 市町村は、都道府県と連携して、地域の関係機関や専門職団体からの協力も得つつ、4（2）のとおり、地域の担い手（市民後見人及び後見等実施法人）が地域で活躍できるようにするための支援を行う。
- この際、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知することも重要である。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（3）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

ー中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくりー

② 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）

ウ「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用開始後に関する場面）

（ウ）「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

a 後見人等では解決できない**共通課題への支援策の構築**

- 特定の課題が解決した後、専門職後見人から**市民後見人への交代**を行うしくみづくりや、身寄りのない被後見人等への緊急時対応や生活支援、地域への参加の支援等のしくみづくりなど、後見人等や権利擁護支援チームのみでは解決することができない地域に共通する課題について、地域連携ネットワークの関係者が連携・協力して実施する支援策を構築する。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2）担い手の確保・育成等の推進

① 基本方針

ア 多様な担い手の確保・育成の推進

- 中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増している。併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任・交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。
- そのため、国、都道府県、市町村、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進する。この際、成年後見制度の利用者が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続し地域社会へ参加できるようにするという観点も意識して取り組むことが重要である。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2）担い手の確保・育成等の推進

① 基本方針

ア 多様な担い手の確保・育成の推進

- 特に、専門家会議において、**本人のニーズや課題**に照らし、本人に身近な親族後見人や**市民後見人**がふさわしい場合はできるだけ親族後見人や**市民後見人を選任**し、専門職後見人はその専門性が必要な場面で本人にとって適切な時機に限定的に選任すべきという指摘が多数あった。このことを踏まえ、全国どの地域においても、**市民後見人**や、**市民後見人養成研修修了者**等の**地域住民が支援員となる法人後見**による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2）担い手の確保・育成等の推進

① 基本方針

イ 都道府県によるしくみづくり

- 特に、平成 24 年から、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条の 2、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条の 2、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 3 に基づき、市町村が中心となって**市民後見人等の育成**を進めてきた。しかし、現状として、**市民後見人の養成**に取り組んでいる市町村は 2 割程度にとどまっている。その理由としては、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、**単独の市町村**では、養成を行うことが難しく、また、身近な地域での活動支援の体制づくりだけでなく、**家庭裁判所**を含めた様々な機関等**との間で**、**後見人等として選任されることを見据えた連携や調整**までを行うことが難しいからだと考えられる。さらに、成年後見制度の利用者が市町村圏域を越えて転居、入院・入所することが想定されることも、市町村だけで取り組みにくい要因であると考えられる。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2）担い手の確保・育成等の推進

① 基本方針

イ 都道府県によるしくみづくり

- このため、担い手の確保・育成は、**広域的な地域課題**としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。
- このため、担い手の確保・育成は、促進法第 15 条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、**市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定**や**養成研修の実施**など、**担い手の確保・育成のしくみづくり**を進めることが期待される。
- このようなくみづくりには、市町村・中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等との連携・協力が必要であり、都道府県は、自らが主催する協議会を活用して取り組むことが重要である。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2）担い手の確保・育成等の推進

② 市民後見人の育成・活躍支援

ア 基本的考え方

- **市民後見人**とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。
- 市民後見人の育成については、これまで、**地域住民が地域住民を支えるという観点**のほか、**本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点**や**担い手の確保という観点**から進めてきた。しかしながら、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、**市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組**であることから、**地域共生社会の実現のための人材育成**や**参加支援、地域づくりという観点**で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘がある。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2）担い手の確保・育成等の推進

② 市民後見人の育成・活躍支援

ア 基本的考え方

- これらの指摘を踏まえ、第二期計画では、**地域共生社会の実現という観点**も重視して、**市民後見人等の育成・活躍支援を推進**する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、**本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進める**ことが重要である。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2）担い手の確保・育成等の推進

② 市民後見人の育成・活躍支援

イ 養成研修カリキュラムの見直し等

- 国は、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするため、各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討や、その他の推進策を進める。市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。
- 都道府県・市町村には、上記の国の対応状況も踏まえつつ、都道府県・市町村が実施するカリキュラムの見直しや、市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進めることが期待される。
- 国、都道府県及び市町村は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2）担い手の確保・育成等の推進

② 市民後見人の育成・活躍支援

ウ 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

- 国・都道府県には、**圏域毎に市民後見人の育成方針を策定**した上で、全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における市民後見人の育成状況を踏まえ、市民後見人養成研修を実施することが期待される。この際、個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う市町村と協働することが重要である。例えば、都道府県が実施する市民後見人養成研修のうちの一部の講義（市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知る科目）や演習などを、市町村が実施することなどが考えられる。
- 市町村には、**地域の権利擁護支援ニーズや市民後見人の活躍状況を踏まえて計画的に市民後見人を育成する**という観点に立ち、市民後見人養成研修を実施することや、**市民後見人となり得る地域住民に対して、市民後見人の活動内容ややりがいなどを伝え**つつ、都道府県が実施する市民後見人養成研修の受講案内を積極的に行うなど、研修受講者の募集を主体的に進めることが期待される。
- なお、市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討するなど、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。

★第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2）担い手の確保・育成等の推進

② 市民後見人の育成・活躍支援

Ⅰ 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援

- 市民後見人に身近な市町村が、市民後見人候補者の推薦や、市民後見人としての活動の支援に取り組むことが、本来は望ましい。一方で、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、候補者推薦のための受任者調整や市民後見人として活動することの支援の体制を単独で整備することが困難な市町村もある。また、市民後見人養成研修を実施してきたものの、選任が進んでいない市町村もある。
- この場合は、都道府県が、複数市町村の協働を主導することが期待される。具体的には、**都道府県の主催する協議会**において、圏域内の市町村・中核機関と**家庭裁判所**、**専門職団体**、当事者団体等が連携して、**市民後見人候補者の選任に適した事案のイメージ**、受任者調整・後見活動支援のあり方、その他の**活躍支援の体制のあり方**等について、積極的かつ率直な情報共有・意見交換を図る場を設ける等の取組が考えられる。
- このように都道府県が主導する場合であっても、各市町村には、選任後の市民後見人の活動が円滑に行われるよう、市民後見人の役割を医療・福祉サービス等の関係者へ周知するなど、身近な市町村として担うべき役割を果たすことが求められる。なお、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村では、市民後見人としての活動や権利擁護の担い手としての活躍に関する専門的な相談支援などを受けられるようにするため、オンラインのしくみを活用することも重要である。

担い手の確保・育成

- 中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、担い手の確保・育成等の重要性は増している。併せて、判断能力が不十分な**本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。**
- **平成24年から、市町村が中心となって市民後見人等の育成を進めてきた。**しかし、現状として、**市民後見人の養成に取り組んでいる市町村は2割程度にとどまっている。**その理由としては、**人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、単独の市町村では、養成を行うことが難しく、**また、身近な地域での活動支援の体制づくりだけでなく、家庭裁判所を含めた様々な機関等との間で、後見人等として選任されることを見据えた連携や調整までを行うことが難しいからだと考えられる。さらに、**成年後見制度の利用者が市町村圏域を越えて転居、入院・入所することが想定されることも、市町村だけで取り組みにくい要因**であると考えられる。
- 担い手の確保・育成は、広域的な課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。このため、**担い手の確保・育成は、促進法第15条等に基づく都道府県による取組が必要**である。

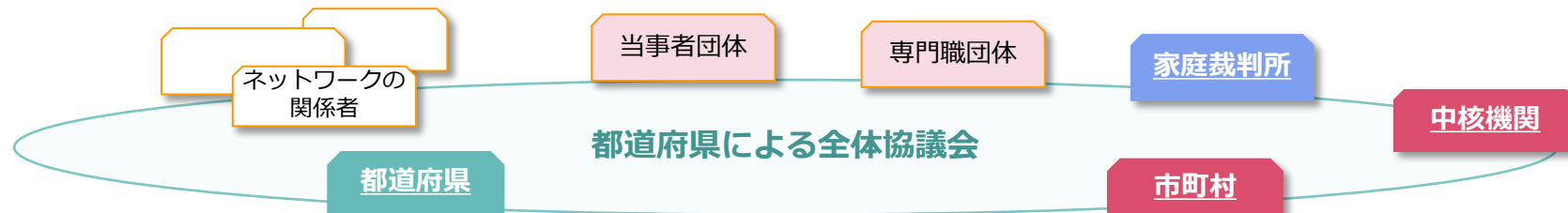
多様な担い手の確保・育成の推進

- 市民後見人の育成・活躍支援
- 法人後見の担い手の育成
- 専門職後見人の確保・育成
- 親族後見人への支援

第二期計画における担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す。

都道府県による具体的しくみづくり

- ①市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない課題などについての情報収集・分析の実施
- ②後見活動が想定される圏域を設定
- ③市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定
- ④市町村と連携した養成研修の実施



- 市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた地域住民（専門職や親族ではない）であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。
- 第二期計画では、**地域共生社会の実現**という観点も重視して、市民後見人等の**育成・活躍支援**を推進する。都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、**本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組**を進めることが重要である。

専門家会議での指摘



地域住民が、生活者の視線で、丁寧な身上保護・意思決定支援を行うことにより、地域住民である本人を支えている。このことによる本人へのエンパワメント効果がある。

市民後見人の活動そのものが、住民による地域課題解決の取り組みとなっている。



育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ない

市民後見人養成に取り組んでいる市町村は22%（令和2.10.1）

第二期計画におけるポイント

- 地域共生社会の実現という観点も重視して推進
- 国は養成カリキュラムを見直しの検討。
国は、養成研修終了後、（選任されていないものの）**制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など**をしている人にふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策を検討。
- 都道府県・市町村は、カリキュラムの見直しや、**養成研修修了者の活動の受け入れ先の拡大**を行うしくみづくりを行う。
- 市町村・都道府県による市民後見人養成研修の実施。
- 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援。

市民後見人の
育成支援とは

地域住民が後見人等として
活動できるようにするための支援



地域において広く権利擁護の担い手として
活躍できるようにするための支援